特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桑名市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
桑名市長

公表日
令和7年3月19日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	三重県後期高齢者医療広域連合規約に基づく被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ・被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付 ・後期高齢者医療給付の支給 ・減額、免除及び徴収猶予に関する措置 ・一時差止め ・保険料の徴収又は保険料の賦課 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務を処理するために必要な、同表に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステム
③システムの名称	後期高齢者医療システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）後期高齢者医療特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の85の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　117の項 （情報提供の根拠） 情報提供なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1131

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部　保健医療課　保険年金室　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1179

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	後期高齢者医療に関する事務において、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	桑名市情報セキュリティポリシーに則り、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、物理的セキュリティや技術的セキュリティ等の対策を講じている。 ・書類やUSBメモリは、施錠可能な場所にて保管する。 ・USBメモリは使用簿を作成し、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となっている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月9日	評価実施期間における担当部署	保険年金課長　米澤　末郎	保険年金課長　内田　貴久	事後	
平成29年5月15日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長　内田　貴久	保険年金課長　森　浩木	事後	
平成30年8月31日	Ⅰ関連情報　5.評価実施期間における担当部署　①部署	保険年金課	保健医療課	事後	
平成30年8月31日	Ⅰ関連情報　5.評価実施期間における担当部署　②所属長	保険年金課長　森　浩木	保健医療課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅰ関連情報　8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	保健福祉部　保険年金課	保健福祉部　保健医療課　保険年金室	事後	
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成27年3月31日　時点	平成30年3月31日　時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年3月31日　時点	平成30年3月31日　時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	（記載項目なし）	（評価書様式変更に伴う記載項目の追加）	事後	
令和2年8月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年8月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年8月31日	Ⅰ 関連情報　7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和4年2月4日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月4日	Ⅰ関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月4日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月4日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和4年9月26日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和4年9月26日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和5年8月22日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	
令和5年8月22日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表に掲げられた他の特定個人情報保有期間から、上記事務を処理するために必要な同表に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用	番号法第９条第１項及び別表第一59の項	番号法第９条第１項及び別表の85の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれるもの(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項） ・第三欄（情報提供者）が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報」が含まれるもの(82の項） ・第三欄（情報提供者）が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれるもの(17、106の項） ・第三欄（情報提供者）が「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれるもの(43	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　117の項 （情報提供の根拠） 情報提供なし	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれるもの(83の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務」となっているもの(82の項）	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　117の項 （情報提供の根拠） 情報提供なし	事後	
令和6年9月25日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	
令和7年3月19日	Ⅳ－8. 人手を介在させる作業 考えられる対策		国民年金に関する事務において、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年3月19日	Ⅳ－11. 最も優先度が高いと考えられる対策		桑名市情報セキュリティポリシーに則り、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、物理的セキュリティや技術的セキュリティ等の対策を講じており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	